

## 令和5年11月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和5年11月28日(火)

午後3時00分 開 会      午後3時30分 閉 会

### 2 場 所

市立銚子高等学校 春台会館1階サロン

### 3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	藤 本 一 雄
委 員	枡 崎 継 雄
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	安 藤 清

### 4 出席職員

学校教育課長	高野 美樹子	社会教育課長	小川 正俊
学校教育課長補佐	相京 義晴	教育総務室長	稲垣 雅美
学校教育室長	古澤 孝男	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	榎本 恵子
学校給食センター所長	高木 利雄	市民センター所長	宮澤 英雄
公正図書館長	大出 美穂	スポーツ振興室長(兼体育館長)	高橋 仁志
文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美	銚子高等学校事務長	宮内 伸光

### 5 議題等

議案第35号 令和5年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求について

議案第36号 銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第37号 銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第38号 銚子市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について

議案第39号 専決処分の報告について(損賠賠償の額の決定及び和解)

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和5年11月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

10月27日に開催いたしました令和5年10月教育委員会定例会の議事録を事前

にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、栢崎委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第35号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、令和5年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について、ご説明いたします。「令和5年12月補正予算総括表」をご覧ください。令和5年12月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものです。全体といたしましては、令和5年度銚子市一般会計（教育費）補正予算として、歳入分1事業、20万円、歳出分3事業、2,214万円を増額しようとするものです。各々の予算要求の具体的な内容については、担当課長から説明させていただきます。

それでは、このうち学校教育課所管分につきまして、ご説明いたします。

まず、歳入です。歳入の1番は、10月26日に採納した銚子商工信用組合様からの寄附金収入です。次に、歳出です。歳出の1番は、先程の寄附金収入を財源に小中学校で使用するポッチャ用具一式を購入するための予算を要求するものです。歳出の2番は、物価高騰による賄材料費の増加分を保護者負担とせず、市が負担することで子育て世帯の負担軽減を図るための予算を要求するものです。

次のページをご覧ください。債務負担行為の1番から3番につきましては、年度当初から契約の履行が必要な経費ですが、契約事務に時間を要することから、令和5年度中から契約事務を始められるようにするためのもので、「小学校・中学校污水处理施設保守点検業務委託」、「小学校・中学校ごみ収集運搬業務委託」、「海上小学校スクールバス運行管理業務委託」について、債務負担行為を設定しようとするものです。4番と5番についても、現在、小中学校で使用している学習支援システムを令和6年

度も引続き使用するために必要な経費ですが、令和6年度当初から使用できるよう、令和5年度中に契約を締結する必要があることから、設定しようとするものです。なお、予算の支出は令和6年度のみとなります。以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

**【社会教育課長】**

それでは、引き続きまして社会教育課所管分につきまして、ご説明いたします。総括表1ページにお戻りください。歳入はございません。歳出は3番になります。公正図書館の1階空調設備が経年劣化によりまして故障しております。この更新工事にかかる費用を要求するものです。

次に、2ページをご覧ください。債務負担行為につきましては、番号が5番、6番、7番になります。こちらの債務負担行為は、令和6年度の年度当初から履行に必要な経費であります。契約事務に時間を要するため5年度中に契約事務を開始できるようにするためのものです。

内容としましては、5番「市民センター特定建築物定期報告書作成業務委託」、6番「中央コミュニティセンター特定建築物定期報告書作成業務委託」、7番が「ジオパーク・芸術センター特定建築物定期報告書作成業務委託」、いずれも法定の建物の定期報告書の作成にかかるものです。この3件につきまして、債務負担行為を設定しようとするものです。以上で社会教育課所管分の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【松崎委員】**

歳出の2番の給食費の内容については理解しましたし、これについては賛成です。そのなかで、特定財源で新型コロナウイルスの臨時交付金を使っていますが、一般財源が若干入っていますよね。44万4,000円。これは、この臨時交付金がもうこれで無くなったということで理解していいんですか。

**【学校給食センター所長】**

この一般財源の44万4,000円につきましては、コロナの交付金の対象が児童生徒のみになります。先生方の不足分は対象外になりますので、その分は一般財源で捻出するということになっております。

**【松崎委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【教育長】**

ほかに質疑はありますか。

無いようですので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第35号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり決しました。

**【教育長】**

続きまして、日程第3 議案第36号及び日程第4 議案第37号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第36号「銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第37号「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」、この2議案は関連があることから、一括して提案理由をご説明いたします。

まず、議案第36号についてです。令和5年10月6日付けの千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定にあわせ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、所要の改正をしようとするものです。給料表の改定ですが、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置いた月例給を引上げる県人事委員会勧告がなされ、市立高等学校の教育職員についても同様に改正しようとするもので、平均で約1.50パーセントの引上げとなります。

職員手当の改正につきましては、期末手当の年間の支給割合を現行の2.4月分から2.45月分に、勤勉手当の支給割合を現行の2.0月分から2.05月分に改めることとし、令和6年度以降も同様に、6月期及び12月期の期末及び勤勉手当をそれぞれ2.45月分、2.05月分に改定しようとするものです。

続いて、議案第37号についてです。「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、先程、ご説明いたしました条例の改正に併せ、所要の改正を行おうとするものです。

改正の内容は以上のとおりですが、給料表に係る改定は、令和5年4月1日から、本年度の期末・勤勉手当に係る改定は、令和5年12月1日から適用するものとし、令和6年度以降の期末・勤勉手当に係る支給割合に係る改定は、令和6年4月1日から、改正を行おうとするものです。

以上で、議案第36号及び議案第37号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第36号及び議案第37号の2議案について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第36号及び議案第37号の2議案は、原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第38号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第38号「銚子市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定」について提案理由をご説明いたします。本議案は、令和7年度の銚子市立銚子高等学校の生徒の定員を改めようとするものです。

市立高校の定員につきましては、少子化による通学区域の中学校卒業生数の減少により、現在の定員を維持することが難しい状況にあるという判断を主な理由として、令和3年9月24日の教育委員会定例会におきまして、令和6年度入試、今年度入試ですが、募集定員を1クラス減じ、普通科と理数科のくくり募集の定員を「280人」から「240人」へ改正する方針を決定いたしました。

そこで今回の改正となりますが、ご説明いたします。市立高校の定員につきましては、銚子市立高等学校管理規則第3条第1項で、全日制の課程、普通科の定員が定められております。今年度の令和6年度入試から第1年次の入学定員が40名減りまして「280人」から「240人」となりますので、理数科の定員「120人」を除いた「680人」が普通科の定員となります。

次年度、令和7年度入試も同様に40人減りますので、理数科の定員「120人」を除くと普通科の定員が「640人」となることから、今回改正をしようとするものであります。

なお、施行期日は、令和7年4月1日となります。以上で、議案第38号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第38号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第6 議案第39号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

それでは、議案第39号「専決処分の報告について」、ご説明いたします。この議案第39号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたもので、12月市議会定例会に提出されるよう申し出ることを報告するものです。専決処分は、損害賠償の額の決定及び和解についてで、本来であれば教育委員会にお諮りしてから損害賠償額の決定及び和解をするものですが、事前に教育委員会へお諮りする時間的な余裕がございませんでしたので専決処分したものです。

それでは、具体的な内容についてご説明いたします。旧西部支所及び旧西部地区コミュニティセンターについては令和4年度に解体工事、令和5年度に整地工事を実施いたしました。工場の振動などの影響によりまして隣接する民家のうち1件について、敷地内のコンクリート舗装等の破損が確認されました。

令和5年10月5日に完了検査も含めまして工事がすべて完了したため、改めて現地調査を行ったところ、この工事との因果関係が認められたことから相手方と損害賠償についての交渉を進めまして、11月21日に損害賠償額の決定及び和解にいたったものでございます。以上で、議案第39号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【藤本委員】

これは市が工事業者に発注して、工事業者が破損したことになるんですかね。

【社会教育課長】

市が発注した工事でございます、市の土地を整地したものでありますので業者の責任ということではなく、市の責任において損害賠償させていただいております。

【藤本委員】

そうなるんですね。分かりました。

【伊藤委員】

これは具体的に、ヒビが入ってしまったとか、そういうことですか。

【社会教育課長】

西部支所の道を挟んですぐ隣接していて、車を停めてらっしゃる庭の部分がもともとコンクリートで舗装してあったのですが、地盤が弱いところで、そこでこちらが整地工事をしたものですので、コンクリートにヒビが入ってしまって。それで、こちらの工事の影響だと認められました。工事をする前からそういった心配があるということは地主さんにもお伝えしていましたが、そのとおりにヒビが入ってしまったものですから、改めましてヒビを修復する工事を持ち主が発注して、その賠償額がこちらということになります。

【伊藤委員】

持ち主が発注ですか。

【社会教育課長】

はい。修繕工事を発注していますので、そのかかった費用を市が弁済した形になっています。

【伊藤委員】

ちなみに、すいません。その破損した因果関係をどうやって調べたんですか。

【社会教育課長】

西部支所を解体する時からですね、隣接する地主さんたちとは何回も話をさせていただいて、今後、こういう工事をするよということもお伝えしていたのですが、やはり重機が入って整地工事をするにあたって、若干ですね、影響があるんじゃないかとその方からも前もって、心配があると市に伝わっておりました。仮にもしそういうことがあったなら市で保証してくれるよねといった話もありましたので、急に起こったわけではなく、事前にそういった心配はしていたということです。

【伊藤委員】

専門家を入れて、本当に地盤がどうかと調査したわけではなくて。たぶんそういうことだと。

【社会教育課長】

低い土地ですので、おそらく、こう土地を造成した際にその分引っ張られるような形で少しヒビが入ってしまったのではないかということ。

【伊藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

**【教育長】**

ほかに質疑はありませんか。  
無いようですので、質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。  
これより採決をいたします。  
議案第39号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。  
よって、議案第39号は原案のとおり決しました。

**【教育長】** 閉会宣言 午後3時30分

以上をもちまして、令和5年11月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和5年12月20日

署名委員 裕 崎 継 雄

署名委員 伊 藤 晴 美